平成 21 年第 2 回多賀城市議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 21 年 5 月 26 日（火曜日）

◎出席議員（20 名）

1 番　栁原　清　議員

2 番　佐藤　惠子　議員

3 番　深谷　晃祐　議員

4 番　伏谷　修一　議員

5 番　米澤　まき子　議員

6 番　金野　次男　議員

7 番　雨森　修一　議員

8 番　森　長一郎　議員

9 番　板橋　惠一　議員

10 番　藤原　益栄　議員

12 番　中村　善吉　議員

13 番　吉田　瑞生　議員

14 番　相澤　耀司　議員

15 番　松村　敬子　議員

16 番　根本　朝栄　議員

17 番　尾口　好昭　議員

18 番　昌浦　泰已　議員

19 番　石橋　源一　議員

20 番　小嶋　廣司　議員

21 番　竹谷　英昭　議員

◎欠席議員（1 名）

議長　阿部　五一

◎説明のため出席した者の職氏名

市長　菊地　健次郎

副市長　鈴木　明広

監査委員　菅野　昌治

市長公室長　伊藤　敏明

総務部長　澁谷　大司

市民経済部長　坂内　敏夫

保健福祉部長　内海　啓二

建設部長(兼)下水道部長　佐藤　正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長　佐藤　敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長　永澤　雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長　伊藤　博

建設部次長(兼)都市計画課長　鐵　博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当)　菅野　昌彦

税務課長　菅野　敏

国保年金課長　大森　晃

教育委員会教育長　菊地　昭吾

教育委員会事務局副委員長(兼)教育総務課長　鈴木　健太郎

水道事業管理者　板橋　正晃

上水道部次長(兼)工務課長　長田　幹

市長公室長補佐(財政経営担当)　小野　史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長　松戸　信博

参事(兼)局長補佐　松岡　秀樹

主幹　櫻井　道子

午前 10 時 00 分　開会

○副議長（根本朝栄）

おはようございます。

本日は議長が欠席しておりますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定によりまして、私が議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

これより平成 21 年第 2 回多賀城市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1　会議録署名議員の指名

○副議長（根本朝栄）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において石橋源一議員及び小嶋廣司議員を指名いたします。

日程第 2　会期の決定

○副議長（根本朝栄）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

○副議長（根本朝栄）

この際、御報告申し上げます。

本日、22 番阿部五一議員から、本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 3　議案第 35 号　専決処分の承認を求めることについて

○副議長（根本朝栄）

日程第 3、議案第 35 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長　議案朗読）

○副議長（根本朝栄）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 35 号　専決処分の承認を求めることについてでありますが、これは、地方税法等の改正に伴い、土地に対して課する固定資産税の特例措置の延長、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率の特例措置等を講ずる必要が生じたため、地方自治法第 179

条第 1 項の規定により、多賀城市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（根本朝栄）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

それでは、議案第 35 号の専決処分の承認を求めることについてでございますが、議案の説明の前に、専決処分の経緯について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成 21 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日施行されております。それを受けまして、多賀城市税条例、多賀城市都市計画税条例及び多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正を行うものでございます。

今回の改正に伴いまして、平成 21 年 4 月 1 日及び同年 6 月 4 日から施行する項目につきましては、多賀城市税条例等の一部を改正する条例としまして専決処分させていただいたものでございます。

なお、平成 22 年 1 月 1 日以降に施行するものにつきましては、多賀城市税条例の一部を改正する条例としまして、第 2 回定例会に提案させていただいております。

それでは、改正概要につきまして御説明申し上げます。

2 の議案関係資料に基づき御説明申し上げます。

議案第 35 号関係資料、1 ページをお開き願います。

多賀城市税条例等の一部を改正する条例の改正要旨でございます。

初めに、第 1 条の規定による改正で、第 1、個人市民税関係でございます。

まず、地方税法等の改正概要を説明しまして、次に、対応する条例等について説明させていただきます。

1、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収の変更でございます。

これは、公的年金からの特別徴収につきましては、本年 10 月の支給分から実施されることになっております。老齢等年金給付の支払いを受けている年齢 65 歳以上の方で給与所得及び公的年金等所得以外の所得がある場合には、その所得に係る所得割額を公的年金等所得に係る特別徴収税額に加算して、特別徴収によって徴収することができるとされておりましたが、当面実施しないことから、市税条例第 35 条の 2 並びに、関係条文の中にですね、給与所得及び公的年金等所得以外の所得がある場合には、その所得に係る所得割額を公的年金等所得に係る特別徴収税額に加算するという意味合いの箇所を削除する改正内容でございます。

2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の延長でございまして、地方税法附則第 34 条の 2 第 4 項並びに第 5 項の改正を受けまして、市税条例附則第 21 条第 1 項及び第 2 項を改正するもので、「平成 20 年

12 月 31 日の譲渡まで」を「平成 25 年 12 月 31 日の譲渡まで」に改めまして、特例措置を 5 年間延長するもので、長期譲渡所得のうち 2,000 万円以下の部分につきましては、市町村民税の本則税率「3%」を「 2.4%」の税率に軽減しております。 2,000 万円を超える部分につきましては、本則税率の 3%としております。

次の 2 ページをお願いします。

第 2、固定資産税関係でございます。

1 としまして、固定資産の非課税措置の拡充及び創設でございます。

地方税法第 348 条第 2 項第 9 号の 2 及び第 11 号の 5 が新たに追加されることによる改正でございます。

（1）は医療関係者の養成所における教育の用に供する固定資産の非課税措置としまして、現行の対象団体である公的医療機関の開設者、特定医療法人、公益社団法人及び公益財団法人に「社会医療法人、非営利型一般社団・財団法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会」を追加するものでございます。

医療関係者の養成所としまして、看護師、准看護師、歯科衛生士などの養成所等が該当し、その特例措置を受ける納税義務者に申告義務の規定を設けたものでございます。

（2）は社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産の非課税措置でございます。

医療法第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人とは、医療法人のうち救急医療等確保事業、これは救急医療、災害医療、僻地医療、周産期医療、小児救急医療で、厚生労働大臣の定める基準に適合するもののうちから 1 以上の事業を 1 以上の病院、診療所で行っていること。2 番目に、役員、社員等にその親族などが 3 分の 1 以下であること。3 番目としまして、定款または寄附行為において解散時の残余財産を国などに帰属する旨定めているなどの要件を満たすことなどについて都道府県知事の認定を受けたものとしております。

対象となる固定資産は、当該業務の用に供する固定資産のうち、その利用について対価または負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設の用に供する固定資産以外の固定資産と規定されております。

この特例措置を受ける納税義務者に申告義務の規定を設けたもので、市税条例第 42 条、第 44 条の 2 関係条文を改正するものでございます。

次に、2 としまして、平成 22 年度又は 23 年度における土地の価格の特例でございます。

これは地方税法附則第 17 条の 2 の改正を伴うものでございまして、土地の価格は 3 年ごとに評価替えを行いまして、基準年度、これは平成 21 年度の価格を 3 年間据え置くことが原則でありますが、平成 22 年度又は 23 年度、いわゆる据え置き年度においてですね、地価が下がったり価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行うことができるとしております。

この価格の特例措置を、「平成 19 年度分又は平成 20 年度分」という箇所を「平成 22 年度分又は平成 23 年度分」に改正するもので、市税条例附則第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項を改正するものでございます。

次に、3 としまして、宅地等に対して課する固定資産税の特例ですが、宅地などに係る固定資産の負担調整措置の継続でございまして、地方税法附則第 18 条の改正に伴うもので、市税条例附則第 10 条を改正するものです。

条例附則第 10 条各項中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改めるものでございます。

次の 3 ページになります。

4 としまして、農地に対して課する固定資産税の特例で、負担調整措置の継続でございます。

これは、地方税附則第 19 条及び第 19 条の 4、これは農地に対して課する各年度の固定資産税の特例、並びに、19 条の 4 は市街化区域農地に係る固定資産税のことを記載しておりますので、その改正に伴うもので、市税条例附則第 11 条中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改正するものです。

第 2 条の規定による改正で、固定資産税関係でございます。

新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額です。

地方税法附則第 15 条の 7 第 1 項・第 2 項により、固定資産の減額の適用を受ける場合の申告書に記載する事項、添付書類、そういったものを規定したもので、市税条例附則第 8 条の 2 第 2 項を新設するものが主なもので、新設に伴う項の繰り下げなどの字句の整備でございます。

4 ページをお願いいたします。

第 3 条の規定による改正で、個人市民税関係でございます。

上場株式等に係る配当及び譲渡益に係る市民税の課税の特例についてでございますが、地方税法附則第 8 条の改正によるもので、「平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間」を「平成 23 年 12 月 31 日まで」に改めまして、配当所得や譲渡所得等の金額に応じた税率を適用していましたが、金額に関係なく軽減税率の 1.8%を適用する改正が行われたことから、多賀城市税条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例附則第 2 条第 7 項及び 14 項を改正するものです。

第 4 条の規定による改正で、都市計画税関係でございますが、土地に対して課する都市計画税の特例で、地方税法附則第 25 条、25 条の 3、並びに記載の市税条例の改正を行うものでございまして、これにつきましても、平成 21 年度から 23 年度の間における土地に係る都市計画税の負担調整措置については、固定資産税と同様、現行制度の基本仕組みを継続するもので、都市計画税条例附則第 2 項から第 9 項及び第 13 項を改正する内容でございます。

次に、恐れ入りますが、臨時会議案 1 の 10 ページをお開き願います。

10 ページ、附則でございます。

第 1 条は、施行期日を平成 21 年 4 月 1 日からと、第 2 条及び次条第 3 項に規定する新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定は、平成 21 年 6 月 4 日からとしております。

第 2 条、固定資産税に係る経過措置で、第 1 項は、新市税条例の規定中固定資産税に関する部分につきましては、平成 21 年度以後の年度分の固定資産税について適用しまして、平成 20 年度分までの固定資産税につきましては、従前の例によると規定しております。

第 2 項は、新市税条例附則第 8 条の 2 第 3 項、高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする者の申告における添付書類等の措置で、施行日、これは平成 21 年 4 月 1 日以後に新築された貸家住宅については平成 22 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された貸家住宅に対して課す固定資産税については、なお従前の例によるとしております。

第 3 項、新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者の申告について、平成 21 年 6 月 4 日以後に新築された住宅に対して課す平成 22 年度以後の年度分の固定資産税について適用するとしております。

第 3 条は都市計画税に関する経過措置でございます。

改正後の都市計画税に関する部分につきましては、平成 21 年度以後の年度分の都市計画税について適用して、平成 20 年度分までの都市計画税につきましては、なお従前の例によると規定しております。

なお、多賀城市で条例等の一部を改正する条例の本文と新旧対照表は、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○副議長（根本朝栄）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

3 点ほどお尋ねいたします。

一つは、資料の 2 の 1 ページの下の方なんですが、2 の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の延長というやつですが、本分中は「平成 21 年度までの間、次の軽減税率を適用することとしているが」となっているんですが、下の囲みのメモのところは「平成 20 年 12 月 31 日の譲渡まで」というふうになっているんですよ。これはどういうふうに理解をすればいいのかというのがまず第 1 点です。

それから、2 点目、資料の 2 の 3 ページです。の上の方、農地に対する負担水準と負担調整率の表が出ております。それで、負担水準の 0.7 以上については、私の理解でいえば、負担調整率は 1.00 を超えることがないはずだというふうに思っておりました。

というのは、十数年前にですね、土地課税の評価がいろいろあって、例えば相続税評価は評価額の約 7 割ぐらい、それから固定資産税は 3 割だと。土地の値段にいろいろあるのはおかしいんじゃないかと、評価額にいろんな評価があるのはおかしいんじゃないかということで、すべての評価額を、課税の評価額を 0.7 に上げるという措置がとられて、固定資産税などは非常に大きな増税になったわけですよ。という前提でやってきたわけですから、評価額に対して、その課税標準の方が 7 割以上になっているところはですよ、負担調整率が 1 を超えることはあり得ないのではないかと。これまでの土地税制の仕組みから説明されてきた中身からいうと、そういう疑問を持っているんですが、なぜ 0.7 以上にもかかわ

らず、 1.075 とか 1.025 とかというふうに 1 以上の負担調整になっているのかということについて御説明をお願いいたします。

○副議長（根本朝栄）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

第 1 点につきましては、税務課長の方から回答いたします。

○副議長（根本朝栄）

税務課長。

○税務課長（菅野　敏）

2 の優良住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の課税の特例ということでございますが、確かに本文については 21 年度までということで表示してございます。ただ、あくまで住民税の場合、翌年に課税ということになりますので、例えば今までの例でありますと、20 年 12 月 31 日まで譲渡、要するに前年中に譲渡した分の課税は、翌年、21 年度になりますので、最終的には、こちらの資料の方については 20 年 12 月 31 日まで譲渡ということで表示してございます。

○副議長（根本朝栄）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

それから、第 2 点の関係でございますが、この負担調整の水準と、それから調整率につきましては、ここに記載してありますが、これは農地の関係でございまして、負担水準、負担調整率、これはあくまでも前年の課税標準額にこの率を乗じて課税標準額を出すという関係でございます。ですから、一般の商業地等のものにつきましては、この負担調整率、もちろん関係もございますが、通常は評価額に対して、先ほど議員さんもおっしゃいました公示価格の 7 割というものが、7 割に評価額を設定するということで、それは商業地等の評価につきましては、その価格を持ってきて、その価格から今度は課税標準額の特例がございまして、その評価額の 3 分の 1 課税、あるいは 6 分の 1 課税と、住宅用地ですね、そういった仕組みになってございます。以上です。

○副議長（根本朝栄）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

農地の場合、最初からあれでした、7 割という基準にはとらわれないことになってましたか。その点をまず。

○副議長（根本朝栄）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

そのとおりでございます。

○10 番（藤原益栄議員）

間違いない。

○副議長（根本朝栄）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

農地につきましては、7 割評価等というのはございません。

○副議長（根本朝栄）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、小規模宅地の場合、据え置きは、負担水準が 8 割以上の場合は据え置きと。一般住宅地も 200 平方メートルを超える部分について、負担水準が 80%を超えるものについては据え置きというふうになってます。その負担水準というのは前年度の課税標準を当該年度の評価額で割ったものなんですけれども、これも、なぜ 80%で 70 じゃないのかと。これまでの説明からいうと、すべての土地課税の評価額を、評価額の 7 割に設定するんだということからいうと、その 8 割に達しないと据え置かない、据え置きにならないというのは、これもちょっとおかしいんではないかというふうに思うんですけれども、これはどういうふうに理解すればいいのかと。

それから、商業地の場合はどうかというと、6 割に達すると据え置きにするようなんです。だから、私ちょっと、これまで 70%、7 割というのが土地の課税制度のキーワードだというふうに思ってたもんだから、ところが、商業地は 6 割で、住宅地は 8 割で、土地についてはその 7 割というのはそもそもなくて、評価額に対してそのまま課税するというふうになっているんですね。だから、これまで 7 割、7 割と言ってきたことの関係で、その商業地と住宅地と、それから農地をどういうふうに理解すればいいのかということを解明していただきたいんですけれども。

○副議長（根本朝栄）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

農地につきましては、そのときのですね、多賀城だければ多賀城で、平米当たりどのくらいの評価になっているかという基準価格がございます。その基準価格に基づいて一般農地の場合は毎年毎年課税しているという状況でございます。

2 番目のこの固定資産税の評価額、これは一番頭が、地価公示価格の 7 割が 100 というぐあいに見ていただければいいかなと思います。その 100 あった価格のうち、課税標準、結局、負担調整行っていくもんで、その公示価格の 7 割が頭打ちということになりまして、それが評価額ですね。それに近づくために、評価額に対してどれくらい課税標準いくんだということで、その負担率の割合、これが 6 割、7 割、そういったところに、その評価額に対する課税標準額の上昇といいますか、達成度というぐあいに考えてもらえば御理解でき

るのかなと。頭はとにかく地価公示価格の 7 割が宅地の本来の価格ですよと。その価格に達成するために負担調整率で持っていってるということでございますが。

○副議長（根本朝栄）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

私の質問に直接は答えてないんだよね。だから疑問は依然として氷解してないんですけれども、大勢に影響ないので、後でお邪魔しますから、よく説明お願いしたいと思います。

3 点目なんですけれども、ナンバー2 の 4 ページです。これは株の配当所得、それから譲渡所得等に対する減免についてですね。

これは多分去年だったと思いますが、平成 21 年度と 22 年度の 2 年分については、配当所得の場合は 100 万円を超えた場合は本則課税にするんだと、譲渡所得等については 500 万円超の所得があった場合については本則課税にするんだと、こういうことでした。ところが、今回、21 年度から 23 年度までの分を、金額にかかわりなく、配当所得、譲渡所得額にかかわりなく、とにかく軽減税率を適用するんだということですね。そうすると、去年の改正措置といいますか、それは一度も実施されないで、もとに戻されたと、優遇措置がとられたというふうに理解してよろしいんですか。

○副議長（根本朝栄）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

もちろんこれ、平成 21 年、それから 22 年の 2 年間の所得割について、そういった部分ございましたが、その措置を 21 年から 23 年までというふうになっておりますので、21 年はかぶってきますので、そのような、議員今申し上げたとおり、21 年の所得、譲渡ですね、譲渡益、その配当とかなんかの益が出たものですので、21 年中から始まるということでございますので、議員さんが言った内容と同じというぐあいに考えております。

○副議長（根本朝栄）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

貧富の格差が広がって、貧困も広がって、ワーキングプアと言われている人たちが非常に多くなってきておりまして、去年の暮れからことしにかけては年越し派遣村などというものも開設をされました。そういうときに、配当所得、譲渡益、譲渡所得等に対して、何でこういう軽減措置をとらなければいけないかというのは、ちょっと私疑問なんですが、しかるべき方の政治的な見解を私はお聞きしたいんですけれども。

○副議長（根本朝栄）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

私、しかるべき人間でございませんけれども、今回の改正の趣旨につきましては、現在の経済財政状況を踏まえて、安心で活力ある経済社会の実現に資するという観点からですので、御理解願いたいと思います。

○副議長（根本朝栄）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ちょっと説明受けました 2 ページです。資料の 2 ページの固定資産税の医療関係、今回新たに追加されたということで、この囲みは説明あったんですが、実際に多賀城市に、この囲みの中に記入されている施設が多賀城市にどのくらいあるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（根本朝栄）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

多賀城市におきましては、該当するところはございません。宮城県ではゼロ法人でございます。宮城県におきましてもゼロ法人でございます。

○副議長（根本朝栄）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

説明の仕方ですけれども、少なくとも多賀城市の市税条例の専決処分ですので、説明の中に今言ったようなこともつけ加えて説明をするように今後していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（根本朝栄）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

今後そのようにいたします。

○副議長（根本朝栄）

18 番昌浦泰已議員。

○18 番（昌浦泰已議員）

ちょっと確認なんですけれども、先ほど新旧対照表は説明省略ということでございました。ちょっと確認です。

資料 1 の 3 ページが一番わかりいいのかな。この真ん中、中段あたり、第 38 条第 1 項第 4 号中「地方自治法」の次に「（昭和 22 年法律第 67 号）」と。以下、同じく法律の番号がここで初めて新の方で入れられていると。これは、いわゆる旧の方の条例ではこの法番号等を書き落としていたというか、そういうことでいいのかどうかちょっと確認したいんです。

○副議長（根本朝栄）

税務課長。

○税務課長（菅野　敏）

この法律番号、「昭和 22 年法律第 67 号」、これを今回、税制改正の中で今回新たに入れたんですけれども、確かに議員さんの言うとおり、本来であれば地方自治法（何年法律第何号）ということで入れるんですけれども、前の条文については、たしかこれ入ってなかったということで、今回改めて入れたという記憶がございます。今回改めて入れたということ。

○副議長（根本朝栄）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰已議員）

改めてっていうことはですよ、いわゆる今までの旧の条例の中では、この法律番号等は要らなかったと、だからこのままだったんでしょうね。どうなんですか。

○副議長（根本朝栄）

税務課長。

○税務課長（菅野　敏）

本来であれば、先ほど言ったように、あくまでも法律制定年月日、法律番号というのは必ず記入、条例上の中には入ってくるものだと認識しております。ただ、今回、たしかそういう関係で前の条文の、上がった云々じゃなくて、あくまでもこれがちょっと、ほかの条文の以下の、要するに今回 38 条が改正されてますけれども、その 38 条以降にこの法律番号入っていたかとか、ちょっと今の段階でははっきりしませんけれども、あくまでも 38 条以降にそういう「地方自治法（平成何年第何号）」ということのやつがあって、それを今回新しく 38 条が改正されたということで入ってきたという、ちょっとすみませんが、その辺はまだはっきりしません。

○副議長（根本朝栄）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰已議員）

なぜこういう聞き方した……、確認って冒頭申し上げましたでしょう。いわゆる法律というのが最初に条例等に出てきた場合、初出と言うんですけれども、その場合は、法律名と、それから法番号というのは書くという法制執務の一大原則あるんですよ。それで、過去にいろいろこうやって、条例改正が出てきたときに、過去にですね、字句の訂正ね、今使わない表記が過去にあったりとか、そういう場合には必ずつけ加えて直していくという過去に御説明があったので、今般はそれに該当するのかということを確認したかったんですが、いかがなもんでしょうか。

○副議長（根本朝栄）

税務課長。

○税務課長（菅野　敏）

議員さんの言うとおり、そのとおりでございます。

○副議長（根本朝栄）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰已議員）

これ、なぜ今私が質問しているかというと、このように機会をとらえて条文を直していくという作業を進めていっているだろうという理解のもとに今回のこの資料を読んでいて、確認なんでございますが、これは市民経済部というよりは、条例を担当する部門の方の質問に最後はなるやとも思いますが、当局の方ではね、この条例、これ過去にはちょっとここ間違ってんじゃないのかというようなところはもう当然お気づきだと思うんですね。しかしながら、それをして議会に上程して、改正条例というふうに直すにはなかなか手間が要るということで、こういう改正のときに一緒に直していくという方法をとられると思うんですが、そこまでは私理解してるつもりでおります。

そこで、確認です。当局といたしましては、条文中この辺はおかしいなというか、直す必要があるということはすべて把握しているかどうかだけ最後に確認したいんですが。

○副議長（根本朝栄）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

今昌浦議員さんおっしゃるとおり、その辺の確認は総務の法制担当としては確認をしてございます。

○副議長（根本朝栄）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

資料 2 の 4 ページです。個人市民税関係のところです。

先ほど、しかるべき方から背景の説明あったんですが、去年改正して、やられないでね、また戻っちゃったということなんですが、これで予算立ててたと思うんですけれども、影響というのはどのぐらい。

○副議長（根本朝栄）

税務課長。

○税務課長（菅野　敏）

影響額でございますが、あくまでもですね、去年改正されまして、 100 万円以下については軽減税率、 100 万円以上は本則税率 3%云々ということありましたので、実際、実例としてはありません。

ただ、今現在そのまま軽減税率適用されてますので、平成 20 年度の状況見ますと、株式譲渡の所得割、所得金額になりますけれども、これが対象人員 61 名ございます。所得金額と

しまして 6,837 万 5,000 円ほどあります。それから、配当所得の方については、対象人員が 201 名、所得金額としまして 8,834 万 3,000 円。この影響額というのはですね、実際本則税率を適用した税がございますので、実際本則税率と軽減税率のやつについては積算してございません。

○副議長（根本朝栄）

佐藤議員。

○2 番（佐藤惠子議員）

本則がなくなるということですね。それと、私この間ちょっと、ある業界のある社長としゃべってたんですが、何ていうんですかね、そこも例外でなく、経営が大変で、税金ことしうんと払うの大変なんだということをおっしゃってました。何とかして今までもずっと滞納しないで頑張って払ってたんだけれども、ことしはどうなるかっていうようなことで悩んでましたけれども、こういうところでやっぱり努力しても払えない方たちがいるという中でですね、きちんとやっぱりもうかった部分から税金を払っていただくところをなくしていくというあり方というのが、本当に私としてはいかがなものかとも思うし、信じられない思いで聞いておりますけれども、いろいろ政治絡みというか、近々そういうこともあるんですが、なかなか本当に、一体これでいいのかという思いをどうぞ皆さん方も持って当たっていただきたいなという思いを述べて、終わります。

○副議長（根本朝栄）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

これをもって質疑を終結いたします。

○副議長（根本朝栄）

お諮りいたします。この際……、討論ですか。はい。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

事務処理としましては、条例は法律に従うという大原則がありますし、それから 3 月 31 日に成立をして、翌日の 4 月 1 日施行ということでしたので、やむを得ない措置だったという点については理解をしているつもりです。

それで、中身の問題ですが、一概にだめだとも言えないし、一概によいとも言えないんでね、どういう点を評価して、どういう点についてはまずいと考えてるのかという政治的な立場といいますか、評価を述べておきたいと思います。

まず一つは、一定の是正措置、それから改善措置等が盛り込まれておりました。これらは当然だと思います。例えば公的年金、給与所得以外の市民税について、一律に年金所得か

らその分も合算して差っ引くというものについて、公的年金、給与所得以外の市民税については本人らが選べるようにしたということですので、一定の是正措置がこういうふうにありました。

それから、固定資産税について、平成 22 年度、23 年度の下落については、実態に合わせられるようにしたというような是正措置もありましたし、それから負担調整の継続等もありました。

それから、多賀城では該当はないんだというんですが、医療関係者の養成のための固定資産の非課税措置ね、これは今対象がないにしても、将来出るかもしれませんが、医療関係者の養成のための援助措置等も盛り込まれてですね、こういう是正、改善措置については理解をしたいと思います。

ただ、先ほども議論いたしましたが、株式の配当所得、譲渡所得について、こういう優遇税制は、優遇は要らないだろうと。質疑でも明らかになりましたが、現行では配当所得は 100 万円以上本則課税、譲渡所得は 500 万円以上本則課税となってましたが、これが一度も実施されないままですね、幾らもうかろうと、1 億もうかろうと、2 億もうかろうとですね、幾らもうかろうと軽減措置をとるということでありまして、今日のように所得の格差が広がって貧困が広がる状況の中で、株式の配当譲渡所得等でこういう大きなもうけを上げている方に対して、軽減措置は必要ないというふうに思います。

以上の問題点を指摘して討論といたします。

○副議長（根本朝栄）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

これをもって……。（「賛成討論」の声あり）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。8 番森長一郎議員。

○8 番（森　長一郎議員）

ただいま反対討論がございました。今回、昨年末から始まっておりますサブプライムローンの問題から始まっての景気であります。これは予測できない問題でありまして、これにいかに対応するかというふうなことで政府与党も非常に頭を痛め、早急に手を打っている内容が一つずつあらわれている結果ではないかなというふうなことでございます。

まず、さまざまな部分で社会問題となっていることに細かに対応していると。急遽 1 年を延長すると、期間も延長というふうなことで、軽減措置も考えられているというふうなことで、非常に素早い措置であるというふうに私は思います。ということで、この提案に対しましては賛成というふうな考えを申し上げたいと思います。以上でございます。

○副議長（根本朝栄）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 35 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○副議長（根本朝栄）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第４　議案第 36 号　専決処分の承認を求めることについて

○副議長（根本朝栄）

日程第 4、議案第 36 号　専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長　議案朗読）

○副議長（根本朝栄）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 36 号　専決処分の承認を求めることについてでありますが、これは、地方税法等の改正に伴い、介護納付金課税額の課税限度額の引き上げ、国民健康保険税の減額要件の見直しを行う必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（根本朝栄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、資料 2 の 39 ページをごらん願います。

議案第36号関係資料の多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、ただいま市長の方からも提案理由の中で御説明ありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成 21 年 3 月 31 日に公布されまして、国民健康保険税の介護納付金課税額の課税限度額が「9 万円」から「10 万円」に改正されたことなどに伴うもので、当該法律等の施行日が平成 21 年 4 月 1 日となることから、平成 21 年 3 月 31 日に専決処分を行ったものでございます。

第 2 条第 4 項につきましては、国民健康保険税の介護納付金課税限度額を規定しております。介護納付金課税限度額を「9 万円」から「10 万円」に改正したものでございます。

なお、国民健康保険税の課税限度額につきましては、基礎課税額、これは 47 万円、後期高齢者支援金等課税額 12 万円につきましては、据え置きとなってございます。

したがいまして、総額としまして 68 万円から 1 万円増額しまして 69 万円としたものでございます。このことによりまして影響を受ける世帯が 137 世帯、影響額が 123 万円の増というふうな形で推計をしてございます。

次に、第 23 条の改正でございます。

第 23 条第 1 項につきましては、国民健康保険税の 7 割、5 割及び 2 割の減額を規定しておりますが、減額して得た額が課税限度額を超える場合は、課税限度額を限度とすると規定しているものでございます。この条項につきましても、介護納付金課税限度額を「9 万円」から「10 万円」に改めたものでございます。

第 2 項につきましては、2 割軽減の世帯が所得の変化等により 2 割軽減することが適当でないと市長が認める場合は、2 割軽減を行わないと規定しているものでございます。これは、地方税法 703 条の 5 第 2 項の「当該市町村長が、これらの者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときを除く」という規定に基づきましてこの第 23 条第 2 項が設けられておりましたが、今回の地方税法の改正によりましてこの条項の部分が削除されましたことから、第 23 条第 2 項を削除したものでございます。

23 条第 2 項の削除によりまして、平成 21 年度からは所得の変化等にかかわらず無条件で 2 割軽減が適用されることになったものでございます。

40 ページをお開き願います。

次に、附則の改正でございます。

附則第 2 項の改正につきましては、第 23 条第 2 項の削除によりまして 23 条が第 1 項のみとなったことから、「同条第 1 項各号」を「同条」に改めたものでございます。

41 ページの附則第 3 項の改正部分、その下の附則第 5 項の改正部分につきましても、同様の理由によりまして、「第 23 条第 1 項各号」を「第 23 条」に改めたものでございます。

次のページの附則第 8 項、附則第 10 項、43 ページの附則第 11 項、44 ページの附則第 12 項まで、同様の理由によるものでございます。

それでは、資料 1 の 13 ページをお願いいたします。

附則をごらん願います。

第 1 項、施行期日につきましては、平成 21 年 4 月 1 日から施行するとしたものでございます。

第 2 項の適用区分につきましては、この条例による改正後の多賀城市国民健康保険税条例の規定は、平成 21 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 20 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（根本朝栄）

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

資料の 2 の 39 ページの第 23 条の 2 項についてなんですが、これはあれですか、2 割軽減の所得に該当していても、市長がこれまで減額を行わないことがあったというのは、例えば前々年にそれなりの所得があって、前年に激減をしたと。前年の所得からすると 2 割軽減に該当するけれども、前々年の所得が大きいから蓄えがあるだろうと、そういうふうなケースを想定すればいいんですか。ちょっと普通の場合は、私、この条項があるのが気がつかなくて、所得がとにかく 2 割軽減に該当すれば無条件に 2 割軽減なるもんだと思ってました。これまでどういう場合に 2 割軽減してなかったのかということについて、事例を示していただきたいんですが。

○副議長（根本朝栄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

ただいまの御質問ですけれども、実際にはこういったケースはございませんでした。認識の問題なんですが、前々年度の所得じゃなくて、当該年度でございます。要するに課税した後に、課税した後といいますか、課税する年度に所得変動があった場合、要するに就職等して収入がふえた場合については、この部分については適用しないというふうな形だったわけです。（「ふえた場合」の声あり）はい。

ただ、これにつきましては、過去に地方税法の改正が 2 回ほどございまして、この辺が非常に、手続を要るようにしてたものが、それが要らなくなったと。したがいまして、いわゆる所得要件、それから国保の加入世帯といいますか、被保険者の数でもってのみその判断をするというふうな改正を行ったということでございます。

○副議長（根本朝栄）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

わかりました。それは改善措置だというふうに思います。

それから、介護保険料の限度額を「9 万円」から「10 万円」にする件なんですが、負担と給付は一体だというふうな考え方でちょっと質問するんですが、予算委員会のときに、これは主に佐藤恵子議員の方から、ことしの介護認定の変更で、これまでの人がかなり軽く認定されるという懸念があるという指摘をしたことについて、部長の方からは、「いやいや、コンピューターの認定でおかしなことがあっても、それを人が、委員会が是正措置をとるので、そういうことはないんだ」というような答弁だったんじゃないかというふうに思うんですよ。だけども、その後の報道によると、舛添大臣自身が「軽く出た場合には、本人の申し出があれば従来の認定で措置をする」ということを表明したというふうに私は記憶をしています。この問題がどういうふうになっているのか、その負担と給付が一体という見地から、私、質問したいと思うんですが、お答え願えますか。

○副議長（根本朝栄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

私がお答えした時点でも、舛添大臣があのような発言をするとは思っておりませんでしたので、多分そういった作用が働くんだろうというふうな意味も込めまして答弁させていただきましたけれども、基本的には、保険の仕組みですので、全体が調和をするというふうな形がどういうふうな仕組みで動いていくのかというふうな観点で制度がつくられていくんだろうというふうに思います。ですから、特に介護保険の部分につきましては、まだまだ、平成 12 年に制度がスタートしたものでございますんで、そういった意味では成熟の度合いがいまいち低いのかなというふうな感じにも思っております。ですから、事業計画を 3 年間というふうな形で期間を区切って制度設計しているというふうな形もございますので、その都度そういった部分については見直しがされていくんだろうというふうに思っております。

○副議長（根本朝栄）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

あの舛添大臣の表明についてもですね、たしか従来認定を受けていた方について、下がった場合に、本人の申し出があれば従来どおりの措置とりますよということだったと思うんですが、新たに認定を受ける方については、新しい基準で対応するというふうな中身だったと思うんですけれども、それについてはどうですか。

○副議長（根本朝栄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

ちょっと介護の関係について備えがなかったので、ちょっと今わかっている情報だけでお答えさせていただきますけれども、我々、現場でもですね、特に今まで施設サービスを受けられていた人が受けられなくなってしまうということについては、これは切実な問題だというふうに思っております。ですから、この辺についてはやっぱりきちっと改善が加えられないと本当に困ってしまうんだろうというふうに思っております。

ただ、やっぱりまだまだ認定の精度という点では、かなり、機械が判定する、人が判定するというふうな話になってきますけれども、やはり微妙な部分については人が判定することになるんだろうと思います。ですから、この辺のところをしっかり調査の精度を上げていくというふうな形でないと、幾らこの辺の議論をしても不満が残るというふうな状況になっていくんだろうというふうに思っております。

○副議長（根本朝栄）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

厚労省は明確な意図を持って基準が変わるような仕組みをつくったと、そういう認識はありませんか。その後ね、厚生労働省内部の通達文書が何回かわかられてしまいまして、給付削減のために認定基準を変えたんだという文書が出回ってるんですよ。そういう認識はありますか。

○副議長（根本朝栄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

私が答えることかどうかということも含めまして、そういった新聞報道等があるということについては承知してございます。（「わかりました」の声あり）

○副議長（根本朝栄）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

これをもって質疑を終結いたします。

○副議長（根本朝栄）

お諮りいたします。（「はい」の声あり）討論……、はい。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

これも、先ほどと同様に、専決処分したことについては、条例は法に従うということですし、法律の成立日と執行日が 1 日違いだということで専決処分せざるを得なかったということについては理解を示したいと思います。

内容については、これまた一概にだめだともいいとも言えない中身なので、どういう点を評価して、どういう点について問題意識を持っているのかということについて触れさせていただきます。

まず、国民健康保険税の第 23 条の関係で、一律、とにかく前年の所得が軽減に該当すれば、当年度の変化があったにしても、とにかくそれは軽減措置とるということなので、これは改善措置だというふうに思います。

ただ、介護保険の限度額を「9 万円」から「10 万円」にするということについては、すんなりと「はい、いいです」というふうになかなか言いにくいんですね。というのは、先ほども言いましたように、厚生労働省は明確な意図を持って、給付額を抑えるという意図を持って、認定が軽く出るような仕組みをつくったんです。いろいろやってみたら余りにも軽く出過ぎたもんだから、全国的に物すごい批判が厚生労働省に集まりまして、舛添大臣は、一定の手直しをせざるを得なくなって、既に給付を受けている方については、認定が下がった場合に、異議申し立てがあった場合には従来どおりにしますよということにしました。しかし、基本は全然変えてないんですよ。新たな認定については軽くなるようになっていますし、異議申し立てをしない人は軽くそのまま認定されて、サービスを制限されるということになっております。

一方で、こういうことをやっておいて、基本的な見直し措置がされてないにもかかわらず、負担の方だけは「9 万円」から「10 万円」に上げるということについては、私はやっぱり片手落ちだというふうに思うんですね。そういう点で問題を指摘して、討論といたします。

○副議長（根本朝栄）

ほかに討論ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 36 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○副議長（根本朝栄）

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで 10 分間休憩いたします。再開は 11 時 10 分といたします。

午前 11 時 00 分　休憩

午前 11 時 10 分　開議

○副議長（根本朝栄）

再開いたします。

日程第 5　議案第 37 号　専決処分の承認を求めることについて

○副議長（根本朝栄）

日程第 5、議案第 37 号　専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長　議案朗読）

○副議長（根本朝栄）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 37 号　専決処分の承認を求めることについてでありますが、これは、地方債の額の確定に伴い、歳入予算については市債の増額補正並びに基金繰入金の減額補正、歳出予算については財源組み替えを行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 7 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（根本朝栄）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

今回、専決処分により補正をさせていただきましたのは、例年、年度末に配分されます財源対策債の調整分、いわゆる調整債が平成 20 年度におきましても配分されましたこと、並びに、その調整債の配分に伴いまして臨時地方道整備事業債が減額となったことによりまして、市債と一般財源の財源組み替えをさせていただいたものであります。

歳出につきましては、すべて財源の組み替えとなりますので、初めに歳入から御説明をさせていただきます。

23 ページをお願いいたしたいと思います。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金でございますが、市債の充当によりまして不要となった一般財源分 5,230 万円を減額させていただいたものであります。

財政調整基金の残額につきましては、当該補正を含めまして、21 年度末現在高で 4 億 1,501 万 6,000 円となる見込みでございます。

次に、3 目史跡のまち基金繰入金につきましては、多賀城駅周辺土地区画整理事業のいわゆる補助裏に充当していたものでありますが、調整債との組み替えを行いまして、 450 万円を減額させていただいたものであります。

史跡のまち基金の残額につきましては、当該補正を含めまして、平成 21 年度末現在高で 9 億 8,710 万 4,000 円となる見込みでございます。

次に、21 款 1 項 2 目土木債で 5,680 万円の増額補正をさせていただいたものであります。これは財源対策債の調整債の発行によるもので、1 節の都市計画債におきまして、説明欄記載の 1 街路事業債、2 公園事業債、3 土地区画整理事業債のそれぞれに総額で 6,930 万円の調整債が追加配分されたものであります。

一方、この調整債の配分に押し出される形で、予定されていた臨時地方道整備事業債の発行額が 1,110 万円ほど減額となり、これらの地方債を調整した結果、説明欄記載の 1 街路事業債では 5,010 万円の増額、2 公園事業債では 360 万円の増額、3 土地区画整理事業債では 450 万円の増額となり、1 節の都市計画債全体では総額 5,820 万円の増額補正をさせていただいたものであります。

また、3 節の道路橋りょう債では 140 万円の減額補正をさせていただいたものであります。これにつきましても、新田高崎線道路改築事業の財源として見込んでいた臨時地方道整備事業債の発行額が調整債の配分に伴いまして減額となったことによるものでございます。

ここで、19 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正でありますが、補正前の起債総額 16 億 3,020 万円に対しまして、5,680 万円増額いたしまして、補正後の起債総額を 16 億 8,700 万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の内容と同じでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出につきまして御説明をさせていただきます。

27 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目土木総務費、次のページ、29 ページをお願いします。8 款 2 項 3 目道路新設改良費、次のページ、31 ページ、8 款 4 項 2 目街路事業費、3 目公園費、4 目市街地開発事業費でございますが、これらの費目につきましては、ただいま歳入で御説明を申し上げました基金繰入金と起債の補正に伴います財源組み替えでございますので、詳細は省略をさせていただきます。

また、当該補正に伴いますプライマリーバランスの状況でありますが、元利ベースでは 6 億 6,226 万 7,000 円の黒字、また本市独自の管理目標としております元金ベースでは 2 億 4,665 万 8,000 円の黒字化が図られております。

以上で歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

○副議長（根本朝栄）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

これをもって質疑を終結いたします。

○副議長（根本朝栄）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

御異議なしと認めます。

これより議案第 37 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6　議案第 38 号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7　議案第 39 号　市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8　議案第 40 号　教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第９　議案第 41 号　多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10　議案第 42 号　議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○副議長（根本朝栄）

この際、日程第 6、議案第 38 号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 10、議案第 42 号　議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 5 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長　議案朗読）

○副議長（根本朝栄）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 38 号から議案第 42 号まで、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、これらは、昨今の経済情勢にかんがみ、人事院の臨時給与勧告に準じて平成 21 年６月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合について特例措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（根本朝栄）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、議案第 38 号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、議案第 42 号の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、ただいま市長から提案理由の説明がありましたとおり、平成 21 年 5 月 1 日に行われた臨時の人事院勧告に準じまして、本市の一般職、市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び議員の平成 21 年 6 月に支給される期末・勤勉手当について、一部凍結するという特例措置を行うものであります。

人事院は、ことしの春の時期の賃金改定において、民間企業の夏の一時金、いわゆるボーナスが大きく減少する傾向がうかがわれるため、4 月 7 日から 24 日にかけて緊急の特別調査を実施しましたが、その結果、夏のボーナスの対前年比は平均でマイナス 13.2%で、大幅な減少となるものでした。その結果、民間と公務員のいわゆるボーナスに大きな乖離があることは適当ではないこと、また 12 月期の期末・勤勉手当で 1 年分の精算をしたときにかなりの大きな減額となることから、本年 6 月期の期末手当においては 0.15 カ月分、勤勉

手当につきましては 0.05 カ月、合計で 0.2 カ月を暫定的に凍結するという内容の臨時の勧告がされたものであります。

その結果を踏まえまして、本市における改正の内容について、詳細に説明をさせていただきます。

初めに、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、資料 2 の議案説明資料 45 ページから順次説明をさせていただきます。

まず、2、特例の概要の（1）の期末手当の割合の特例措置ですが、現行の支給割合 1.40 カ月のうち 0.15 カ月分を支給せずに凍結して、緊急的に 1.25 カ月とするものであります。

次に、（2）勤勉手当の割合の特例措置ですが、現行の支給割合 0.75 カ月のうち 0.05 カ月分を凍結し、0.70 カ月とするものであります。

以上のとおり、一般職員については、期末・勤勉手当合わせて 0.2 カ月分を本年 6 月期の支給において凍結するという内容であります。

次に、議案第 39 号　市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、一般職員の 6 月の期末・勤勉手当を人事院勧告に準じて一部凍結することに伴いまして、市長、副市長の期末手当につきましても、これまでの経緯を踏まえまして同様に取り扱うもので、議案関係資料 47 ページにもありますように、現行の期末手当の支給割合 2.10 カ月のうち 0.20 カ月を凍結し、1.90 カ月とするものであります。

次に、議案関係資料 49 ページ、議案第 40 号の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例ですが、この条例改正も一般職と同様に支給割合の特例措置を講ずるものでありまして、現行の期末手当の支給割合 1.40 カ月のうち 0.15 カ月分を凍結して、1.25 カ月分とするものでございます。

また、勤勉手当につきましても、一般職と同様の特例措置を講じられるよう読みかえの規定を設けておりますので、0.75 カ月から 0.05 カ月を凍結した 0.70 カ月、合計で 0.20 カ月分を凍結するという内容でございます。

次に、51 ページの議案第 41 号　多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ですが、これも、平成 21 年 6 月に支給する水道事業管理者の期末手当につきましても、一般職の取り扱いと同様に支給割合の特例措置を講ずるものでありまして、現行の期末手当の支給割合 2.10 カ月のうち 0.20 カ月分を凍結して、1.90 カ月とするものでございます。

次に、53 ページの議案第 42 号　議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例ですが、この条例改正も、平成 21 年 6 月に支給される議長、副議長、議員の期末手当について、人事院勧告に準ずることとした一般職と同様に支給割合の特例措置を講ずるものでありまして、現行の期末手当の支給割合 1.60 カ月のうち 0.15 カ月分を凍結して、1.45 カ月とするものでございます。

最後に、議案書 1 の 34 ページの附則をごらんください。

附則において、この条例は、公布の日から施行するというものでありますが、これは、期末・勤勉手当の支給日の基準日が 6 月 1 日であることから、減額するには 5 月中にこの条例を改正する必要があるからであります。

以下、議案第 39 号から議案第 42 号まで、一部を改正する条例の附則ですが、同様の考え方で、公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。

○副議長（根本朝栄）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑はございませんか。1 番栁原清議員。

○1 番（栁原　清議員）

人事院が実施した臨時の調査のサンプル数とか、あと調査の方法とか、わかっていることがありましたら教えていただきたいんです。

○副議長（根本朝栄）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

ちょっとお待ちください。

今回の国の人事院の方で民間のことしの夏のいわゆるボーナスのことを調査した件でございますが、それの数でございますが、先ほど部長の方からですね、本年の 4 月 7 日から 24 日までの間で調査を行ってございます。対象の企業でございますが、企業規模が 50 人以上、かつ事業所の 50 人以上の企業から抽出した約 2,700 社を対象に調査を行ってございます。

今回は郵送による調査でございまして、その回答が来たのに対しまして、先ほど部長が説明したとおり、対前年比で 14.9%の乖離があるということでございますが、ただし、これは全企業からの回答ではございません。また、ことしの夏のボーナスの決定を見てない企業もございます。それらも加味しまして、平均しましても 13.2%の今回乖離があるということで、人事院の方で、それの月数でもってですね、現在、公務員の 6 月期のボーナスの支給率が 2.15 でございますので、13.2%にその 2.15 を乗じて得た月数の 0.05 カ月分を減じた 0.2 月分を今回凍結するという人事院の勧告でございます。

○副議長（根本朝栄）

栁原議員。

○1 番（栁原　清議員）

次に、全国でこの勧告で影響受ける公務員の数というのは、何人ぐらいになるんでしょうか。

○副議長（根本朝栄）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

全国のその公務員の数までは把握してございませんが、多賀城市の現在の職員は 4 月 1 日現在で 458 名、それから、先ほど言いました議員さん方、22 名ですか、そこまでは把握してございますが、全国までは把握してございません。

○副議長（根本朝栄）

いいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

これをもって質疑を終結いたします。

○副議長（根本朝栄）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議……（「討論」の声あり）討論……。

これより討論に入ります。

まず、本案 5 件に対する反対討論の発言を許します。1 番栁原清議員。

○1 番（栁原　清議員）

議案の 38 号についてのみ反対の討論をいたします。39 から 42 号は賛成です。

議案 38 号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

人事院が国家公務員の給与の夏の特別給、いわゆるボーナスの給与の 0.2 カ月分を削減するという臨時勧告を出しましたけれども、この勧告については国会でもいろいろ議論になっているようであります。

通常、公務員の夏のボーナスは、その年の 7 月までの 1 年間の民間の給与の実態調査に基づく人事院勧告で決められておりますが、今回の勧告は 7 月ではなくて 4 月に臨時調査を実施したわけで、通常は 1 万 1,000 企業を対面調査するということですけれども、今回は 2,700 社に郵送で調査しただけということであります。これはサンプル数が少なくて、しかも、その調査した企業の中でボーナスを出すということを決定した企業はまだ 1 割しかなかったそうであります。これでは民間のボーナスの実態を正確に反映しているということはとても言えないのではないかと思います。

5 月 21 日の衆議院の総務委員会で共産党の塩川鉄也議員が質問しているんですけれども、人事院の谷総裁は「この調査が全体を反映したかといえば、そうではない」というふうに答弁をしております。また、塩川氏は「ずさんな調査による勧告の影響を受ける労働者が全国で 600 万人に上る」と、「その上、民間の一時金引き下げの口実に使われれば極めて重大だ」と質問したのに対して、谷総裁は「民間労働者を含め、多くの方に何らかの影響を与える」、こういうふうに答弁をしております。

今、深刻なこの景気の悪化の中で、家計を応援して消費をふやし、内需を経済の主役に切りかえなければ景気がよくならないというのは明らかではないでしょうか。6 月の手当の明細書を見て「ああ、こんなに減ってる」ということになれば、やはり財布のひもをぎゅっと締めざるを得ないということになるのではないでしょうか。これは消費意欲に大きなマイナスとなるのは明らかであります。期末手当・勤勉手当の削減は経済にマイナスの影響を及ぼすということと、また民間労働者への影響を考えると、削減すべきではないと考えます。

以上の点から、議案 38 号に対する反対の討論といたします。

○副議長（根本朝栄）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

これをもって討論を終結いたします。

これより各議案ごとに採決いたします。

まず、議案第 38 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○副議長（根本朝栄）

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○副議長（根本朝栄）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○副議長（根本朝栄）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○副議長（根本朝栄）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○副議長（根本朝栄）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○副議長（根本朝栄）

以上で今期臨時会の会議に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 21 年第 2 回多賀城市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前 11 時 39 分　閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 21 年 5 月 26 日

副議長　根本　朝栄

署名議員　石橋　源一

同　小嶋　廣司